宮崎県食の安全・安心推進計画

（令和８～１２年度）

令和８年１０月改定

宮　　崎　　県

目　　次

第１　計画策定の趣旨---------- １
第２　計画の位置づけ---------- １
第３　計画の構成---------- １
第４　計画の期間---------- １
第５　推進体制---------- ２
第６　施策の方向と施策の具体的な内容
基本的施策１　安全・安心な農林水産物の生産及び供給（第 10 条） ---------- ３
基本的施策２　各段階における安全性の確保（第 11 条）---------- ６
基本的施策３　食品表示の適正化の推進（第 12 条）---------- ８
基本的施策４　医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策（第 13 条） ---- １０
基本的施策５　県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発（第 14 条）- １１
基本的施策６　食育・地産地消の推進（第 15 条、第 16 条） ---------- １２
基本的施策７　生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立（第 17 条） - １７
基本的施策８　人材の育成及び資質の向上（第 18 条）---------- １９
基本的施策９　危機管理体制の整備（第 19 条）---------- ２１
基本的施策 10　試験研究の推進等（第 20 条） ---------- ２３
基本的施策 11　情報の収集及び提供（第 21 条） ---------- ２６
基本的施策 12　関係機関との連携（第 22 条） ---------- ２７

第１　計画策定の趣旨

宮崎県では、食の安全・安心の確保に関し、基本理念や関係者の責務・役割を明らかにし、基本的施策を定めた「宮崎県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）を平成 27 年４月１日に施行しています。

「宮崎県食の安全・安心推進計画」(以下「推進計画」という。)は、条例に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年３月に策定し、概ね５年ごとに改定しているものです。

また、条例の基本的施策の一つである食育・地産地消については、平成 13 年に「みやざきの食と農を考える県民会議」が設立され県民運動を展開するとともに、県において平成 23 年３月に「宮崎県食育・地産地消計画」を策定し、概ね５年ごとに改定してきました。

今回の推進計画改定では、両計画を統合することで、生産から消費までの各段階における関係者が食の安全を確保し、食育・地産地消を通じて食の安心につながる流れを、より一体的に示し推進します。

さらに、関係者の相互理解・連携協力によって、県民の「食の宝庫みやざきにふさわしい豊かで健康的な食生活」が実現されるとともに、本県の食に対する一層の信頼確保に繋がり、本県の農林水産業の振興と発展に寄与するものと期待します。

第２　計画の位置づけ

この推進計画は、条例第９条に基づき策定するものです。

くわえて、基本的施策６において、「食育・地産地消の推進」について策定することから、「食育基本法」第 17 条第１項及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第 41 条第１項の規定に基づいて策定する都道府県計画として位置づけています。

さらに、「宮崎県総合計画 2023」をはじめ、「健康みやざき行動計画 21（第２次）」、「第８次宮崎県農業・農村振興長期計画」等、関係計画との調和を図ることとします。

第３　計画の構成

この推進計画では、基本理念の実現に向け、条例第９条に規定する「施策の方向」、「施策の具体的な内容」及び「目標」を定めています。

「施策の方向」及び「施策の具体的な内容」として、12 の基本的施策（条例第 10 条から第 22 条）に沿った実施内容を掲げています。

また、「目標」については関係計画や事業等に基づき、目標項目及び目標数値を別に定めます。

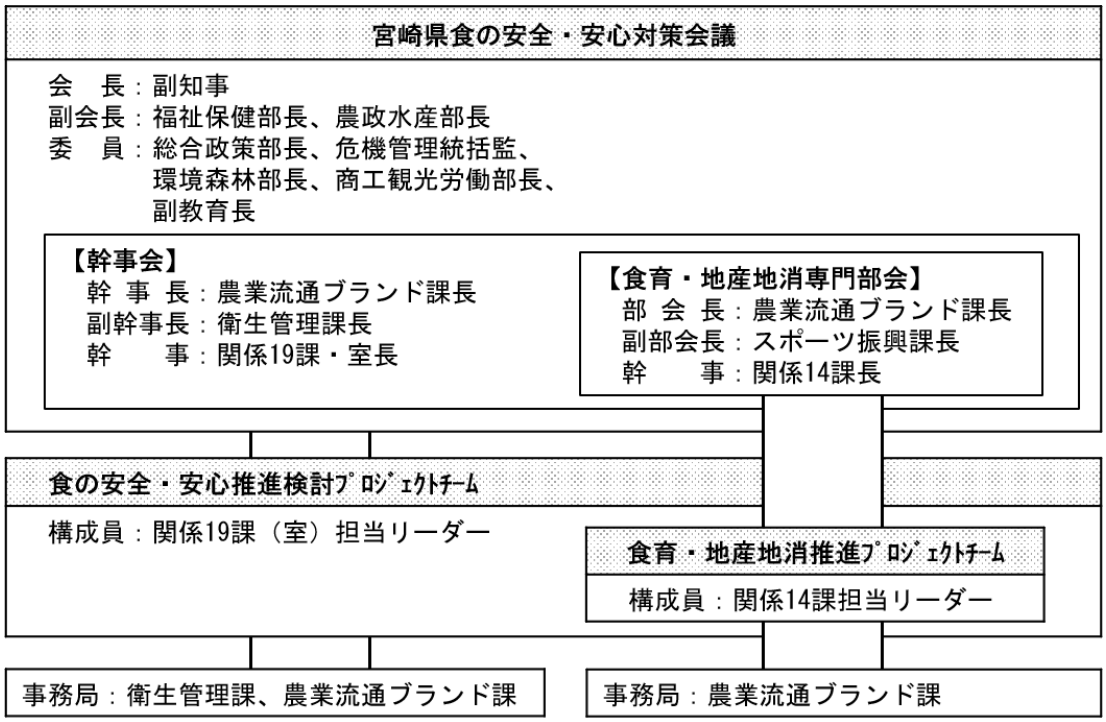
第４　計画の期間

推進計画の期間は、国の食育推進基本計画に合わせ、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

ただし、期間中に、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化等により新たな取組等の必要性が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

なお、目標の期間は、関係計画や事業等における目標年度に合わせるものとし、毎年度見直しを行います。

第５　推進体制


宮崎県食の安全・安心対策会議
会　長：副知事
副会長：福祉保健部長、農政水産部長
委　員：総合政策部長、危機管理統括監、
環境森林部長、商工観光労働部長、
副教育長
【幹事会】
幹 事 長：農業流通ブランド課長
副幹事長：衛生管理課長
幹　　事：関係19課・室長
【食育・地産地消専門部会】
部 会 長：農業流通ブランド課長
副部会長：スポーツ振興課長
幹　　事：関係14課長
食の安全・安心推進検討ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ
構成員：関係19課（室）担当リーダー
食育・地産地消推進ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ
構成員：関係14課担当リーダー
事務局：衛生管理課、農業流通ブランド課
事務局：農業流通ブランド課

第６　施策の方向と施策の具体的な内容

基 本 的 施 策 １

安全・安心な農林水産物の生産及び供給（第 10 条）

１　農産物における取組

＜現況＞

・　農薬取締法により、農薬使用者が遵守すべき基準や違反に対する罰則が定められ、農薬使用に対する規制が行われています。
・　農産物への農薬残留事故等の原因究明に対応するため、生産段階における農薬や肥料の使用等の生産情報の記録・記帳を推進する必要があります。
・　ＪＡをはじめ、卸売市場、農産物直売所等の多様な農産物流通において、残留農薬分析によるチェック体制の強化が必要です。
・　近年、本県農地において地力低下の傾向がうかがわれることから、堆肥等、県内肥料資源の活用による土づくりを推進する必要があります。
　土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産を行う必要があります。
・　米穀等に関しては、米トレーサビリティ法により食品としての安全性の確保や表示の適正化、産地情報の伝達等による消費者利益の増進が求められています。

＜実施内容＞

・　農薬の適正な販売・流通を図るため、農薬販売業者等に対する指導強化に取り組みます。
　また、農薬の適正使用を図るため、農薬管理指導士等の育成や残留農薬分析に基づく適正使用の指導強化に取り組みます。
・　本県農産物の安全性を訴求するため、引き続き残留農薬の検査体制を堅持するとともに、新規登録農薬や、輸出相手国の規制等を踏まえた農薬分析技術の高度化に取り組んでいきます。
　特に、卸売市場や農産物直売所に供給される農産物については、研修会や残留農薬分析の実施などにより、農薬の適正使用を推進していきます。
・　肥料製造業者等が肥料の適正な製造、流通を図るとともに、農業者ニーズに対応した肥料生産が進むよう、肥料の品質の確保等に関する法律を周知するとともに、啓発・指導を実施します。
　また、環境負荷の一層の低減に向けた施肥技術の研究・開発・普及に取り組みます。
・　消費者の信頼を勝ち得る安全・安心な農産物の生産を確保するため、生産・栽培基準に適合した管理を実施するとともに、生産履歴の記録・保存や、生産管理責任者の設置など、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の推進に取り組みます。
・　米については、米トレーサビリティ制度の理解促進・法令遵守の促進に努めるとともに、問題が発生した場合は、立入検査等の適切な対応を行います。

２　畜産物における取組

＜現況＞

・　家畜伝染病が一旦発生すると、畜産農家にとどまらず、社会的に大きな影響を与えることから、発生防止対策を徹底する必要があります。
・　畜産農家においては、飼料安全法を理解し内容を遵守することで消費者に安全・安心な畜産物を提供する義務があるため、飼料安全法の内容を確実に実行するための継続的な啓発が必要です。
・　畜産物への安全・安心、信頼等を確保するため、消費者が正確な生産履歴情報を確認できることが重要です。

＜実施内容＞
・　より一層の防疫体制を構築するため、監視体制の強化等に加え、農場の衛生水準の更なる向上や家畜保健衛生所における迅速かつ的確な検査体制の整備等に取り組みます。
・　安全・安心な畜産物の供給のため、適切な飼養管理のもと、適正な飼料利用の指導を徹底します。
・　牛肉では牛のトレーサビリティ法により、また牛肉以外の畜産物についても、トレーサビリティシステムの導入や生産情報公表ＪＡＳ（生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定するＪＡＳ規格）の取組を推進します。
・　畜産物（食品）の安全を確保するため、より良い生産工程管理を実現する畜産ＧＡＰの取組を推進します。

３　水産物における取組

＜現況＞
・　カンパチの養殖用種苗など、生きたままの水産動物が輸入されることにより、国外から疾病が持ち込まれることが懸念されます。
・　現在、海面養殖を行っている漁協においては、持続的な漁場の利用と安全な養殖魚を生産することを目的に、養殖業者自らが養殖漁場の環境改善に取り組むとともに、県では「宮崎県海面魚類養殖指導指針」に基づき、関係漁協及び漁業者に対して、適切な漁場利用及び飼育管理を行うよう指導しています。
・　二枚貝は、プランクトンが原因で毒化されることが分かっています。県では、二枚貝の毒化状況を定期的に検査し、この結果、蓄積された毒力が厚生労働省の基準を超えた場合や人身被害が発生した場合には、関係漁協等に出荷規制を通知するとともに、関係団体等に貝毒情報を周知しています。
・　魚介類の養殖生産過程で疾病が発生した場合には、必要に応じて水産用医薬品等が使用されており、養殖魚が安全な食品として生産されるよう、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用及び健康な養殖魚を生産するための飼育指導等を行っています。
・　近年、消費者は、環境や地域社会に優しい方法で生産された食品を求めるようになり、養殖魚については健康であることを証明する検査結果や生産履歴情報の提供が求められています。

＜実施内容＞
・　国内外の疾病等情報を的確に把握し、関係者に情報を迅速に提供するとともに、関係者間の連携を強化し、疾病の侵入・まん延の防止や、養殖ニーズに対応した人工種苗の安定供給を推進します。
・　安全な養殖魚を生産するための適正な飼育管理と、将来にわたって漁場環境が維持され持続的な利用がなされるよう、引き続き関係漁協及び漁業者に対する指導強化に取り組みます。
・　二枚貝の毒化状況の検査の実施、また、関係部局との連携による迅速な貝毒情報の提供により、人身被害の未然防止を図ります。
・　安全な養殖魚を消費者に提供するため、引き続き疾病発生防止や水産用医薬品の適正使用等の指導強化に取り組みます。
・　消費者が求める養殖魚の情報を提供するため、県による養殖魚の検査の実施や、講習会を開催し、漁業者に対する養殖用種苗の購入先・餌や投薬等の飼育管理記録の作成等の指導に取り組みます。

４　特用林産物における取組

＜現況＞

・　きのこ類は、健康増進効果が広く認められるようになり、食品に対する消費者ニーズは「安全・安心」をより一層求められていることから、詳細な栽培情報を提供する必要があります。

＜実施内容＞

・　県産乾しいたけのトレーサビリティの定着や食品表示法に基づく表示の適正化などに係る取組を推進し、消費者の安全・安心な食品に対するニーズに応えます。

基 本 的 施 策 ２

各段階における安全性の確保（第 11 条）

１　流通段階における取組

＜現況＞

・　卸売市場等に流通する食品の安全性を確保するため、卸売市場等に対する監視指導及び食品の収去検査を実施し、食品衛生法等に違反する食品を排除しています。
・　市場関係者においては、食品衛生法等を遵守するため、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の実施や、卸売市場でのトレーサビリティの確保、自主的な残留農薬の検査等に取り組んでいます。

＜実施内容＞

・　特に、有毒・有害な動植物性食品（ドクサバフグ、毒きのこ等）、食品衛生法に規定する農薬や抗菌性物質の基準に違反する農林産水物が市場に流通しないよう、関係部局と連携した監視指導を実施します。
・　適正表示の確認の指導、安全な農林水産物入荷のチェック体制の充実・強化を図ります。
・　違反食品等発生時の当該食品の回収等を迅速に行うため、トレーサビリティを確保できる農林水産物の入荷・出荷に関する記録・保存を指導します。
・　市場関係者による衛生管理や安全対策について、指導・啓発を行います。

２　製造・加工・調理段階における取組

＜現況＞

・　と畜場、食鳥処理場においては、食中毒菌等の汚染防止対策や残留抗生物質等の混入防止など、安全で衛生的な食肉の処理が求められています。
　また、ＨＡＣＣＰの制度化により、より安全で衛生的な食肉・食鳥肉提供のため、と畜及び食鳥処理業者の自主管理及び食肉衛生検査所による検証の充実を図る必要があります。
・　製造・加工・調理施設においては、食品衛生監視員が食品関係営業施設や集団給食施設に定期的に立ち入り、業種毎のＨＡＣＣＰ手引書等に沿った衛生管理状況等を検証していくとともに表示事項等について監視・指導を実施していく必要があります。
・　学校給食においては、一旦食中毒等の事故が発生すればその被害が大規模化する可能性が高いことから、衛生管理の徹底を図ることが大変重要となっているため、県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、学校給食法第９条「学校給食衛生管理基準」に沿った安全な学校給食が実施されるように指導助言を行っています。
　また、学校給食施設においては、調理従事者の健康状態や使用水・食材・調理作業内容等の日常点検を行うとともに、学校薬剤師や保健所等の協力を得て、施設設備や食材の保管状況等の定期点検を実施し、安全対策に努めています。

＜実施内容＞

・　食肉衛生検査所では、と畜及び食鳥処理業者の疾病排除の検査、衛生指導、有害残留物質検査を引き続き実施していきます。
　また、と畜場及び食鳥処理場が実施しているＨＡＣＣＰプランの査察・検証をと畜検査員及び食鳥検査員が行っていきます。
・　食品等の製造・加工技術の高度化に対応するため、監視指導マニュアルを整備し、食品衛生監視指導計画に基づく計画的な監視指導を実施するとともに、高齢者、子ども等を対象とする集団給食施設や大量調理施設に対して、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」により監視指導を徹底します。
・　大規模製造業におけるＨＡＣＣＰによる衛生管理の向上を推進し、製造に不備があった場合は、迅速に回収等ができる体制作りを支援します。
・　加工食品の安全性を確保するため、検証としての自主検査体制の充実を図るとともに、収去検

査を実施し、ＨＡＣＣＰの検証を行うとともに食品衛生法の成分規格等に違反する食品等を市場から排除します。

・　学校給食施設においては、学校給食法第９条「学校給食衛生管理基準」に沿った安全な学校給食が実施されるように施設のドライシステム化、安全な食材購入、適正な調理作業がなされるよう指導助言に努めるなど、さらに安全対策を推進します。

３　販売段階における取組

＜現況＞

・　食品衛生監視員が、小売店舗等の立入調査を実施し、営業施設の管理運営基準や施設基準、食品の保存基準の遵守状況等について監視指導を実施しています。

　販売される食品等の収去検査を実施し、食品衛生法に規定する食品等の成分規格等に違反する食品等を排除しています。

・　県では、県内外にアンテナショップを設置するとともに、大都市圏を中心に物産展等を開催するなど、県産品の販路拡大に取り組んでいます。

　こうしたアンテナショップや物産展等においては、県産品の安全・安心に対する消費者等の信頼を確保する運営が必要です。そのため、県産品の国内外への宣伝や販路拡大等の事業を行う公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターと連携し、消費者へ安全で高品質な県産品をＰＲするとともに、県内企業等の法令遵守の意識啓発や安全・安心な商品の開発能力向上に努めています。

＜実施内容＞

・　食品等の多様化や流通の広域化等に対応するため、監視指導マニュアルを整備するとともに、食品衛生監視指導計画を策定し、計画的な監視指導を実施します。

　また、事業者等による自主検査管理体制の充実・強化を図ります。

・　（公社）宮崎県物産貿易振興センターと連携しながら、県内企業等の安全・安心な県産品の開発や販路拡大の取組を積極的に支援するとともに、消費者等に対し安全・安心な県産品のＰＲ、提供に努めます。

４　消費段階における取組

＜現況＞

・　県の食中毒統計によると、家庭を原因とする食中毒は過去 10 年間で全体の約１／３を占めています。衛生的に製造・加工・調理された食品であっても、消費者段階で衛生管理を怠ると食中毒を防ぐことはできません。

・　家庭を原因とする食中毒が散発していることから、家庭における食中毒を防止するため、国が定めた「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」等により予防方法の普及・啓発に努めています。

＜実施内容＞

・　家庭における食中毒を防止するため、関係機関と連携しながら、「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」等の家庭用マニュアルにより、予防方法の普及・啓発に努めます。

・　家庭内での食中毒の多くが、アニサキス等の寄生虫や自然毒によるものが多いため、リーフレット等により予防の普及啓発に努めます。

基 本 的 施 策 ３

食品表示の適正化の推進（第 12 条）

１　食品表示法（保健事項）及び健康増進法関係

＜現況＞

・　食生活が多様化し、様々な食品が流通する中、消費者が安心して個々の食生活状況に応じた食品の選択ができるよう正しい栄養成分表示がなされることが必要です。
・　健康志向の高まりから健康食品が氾濫している中、食品の不適切な栄養成分表示や虚偽誇大広告等による健康被害から消費者を守らなければなりません。
・　食品の栄養成分表示や保健機能食品制度（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）等について、消費者や食品関連事業者等に対し、更に周知する必要があります。

＜実施内容＞

・　食品関連事業者等と連携して栄養成分表示の活用方法や保健機能食品の適切な利用方法について、消費者に周知啓発を図ります。
・　食品の栄養成分表示等の適正化を図るため、食品関連事業者等に対し、関係法令の周知及び指導を行い、自主的法令遵守を促します。

２　食品表示法（衛生事項）及び食品衛生法関係

＜現況＞

・　製造・加工・調理段階における適正な表示の確認については、食品衛生監視員が製造施設等に立ち入り、監視指導を行っています。
・　令和６年に食品衛生法施行規則が改正され、機能性表示食品や特定保健用食品等による健康被害の情報を得た場合には、速やかに当該情報を都道府県知事等に情報提供することが義務化されました。

＜実施内容＞

・　関係部局による情報の共有と連携を図りながら、関係法令に基づく適正な食品表示について周知を図るとともに、効果的かつ効率的な監視指導等を実施します。
・　義務化された健康被害情報の報告制度に基づき、健康食品の届出者等から情報を収集するとともに、国や他県等と密に連携し、迅速な情報提供体制の運用および健康被害の未然防止を推進します。

３　食品表示法（品質事項）関係

＜現況＞

・　食品関係事業者等を対象とした研修会や小売店等への個別巡回調査・指導、食の安全・安心相談窓口の設置等により食品表示の適正化を推進しています。
・　依然として、一部の中小規模事業者において、表示制度への認識不足や商品の管理体制の不備等に起因する不適切な表示が見受けられるところです。

＜実施内容＞

・　食品関連事業者等に対し、定期的な研修会の開催や個別巡回調査指導などを通じて、表示制度に関する知識の継続的な普及啓発を行います。
　また、関係部局間の情報共有と連携を図りながら表示の適正化を効果的に推進します。

４　不当景品類及び不当表示防止法関係

＜現況＞

・　県では、事業者に対して、食品の品質・規格その他の内容について消費者に誤認を与えることのないよう適正な表示を行うことを指導しています。

＜実施内容＞

・　関係部局との連携を図りながら事業者への啓発・指導を行い、食品表示の適正化を推進します。

基 本 的 施 策 4

医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策（第 13 条）

１　関係法令に基づく指導・啓発

＜現況＞

・　健康やダイエットへの関心が高まり、健康食品に対するニーズが増大する中、医薬品成分を含有するダイエット用食品等（無承認無許可医薬品）が流通販売され、これらを購入した方の健康被害が報告されています。

・　これら医薬品成分の含有が疑われる違法な健康食品等の多くは、インターネットや個人輸入により入手されています。近年はＳＮＳ等を通じた情報発信により、病気や疾病に対する治療や予防等に関する虚偽誇大広告や不適切な表示が増加しており、消費者の購買意欲を不当に増大させることから、今後も同様の事例の発生が懸念されます。

・　県では、健康食品による健康被害の情報を得た場合には、速やかに調査を実施します。当該食品等の成分検査の結果、医薬品成分が確認されたときは、当該製品の販売業者に対する指導取締を行うとともに、製品名を公表して県民への周知を図り、併せて各保健所に相談窓口を設置し、被害の拡大及び未然防止に努めています。

＜実施内容＞

・　各保健所等において、医薬品成分の含有が疑われる健康食品等に関する苦情や相談に対応するとともに、試買検査等を実施し、医薬品医療機器等法に抵触する違法な健康食品等に関する情報を積極的に収集し、県民に提供していきます。

基 本 的 施 策 ５

県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発（第 14 条）

１　県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発

＜現況＞

・　食品衛生法に基づき、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

　消費者等に対して食品衛生講習会やテレビ・ラジオ等マスメディアによる普及・啓発を実施し、食品衛生に関する知識の普及並びに食品の衛生的な取扱いについて啓発を行っています。

　食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、毎年 8 月を「食品衛生月間」と定め、県民、食品関連事業者に対し、食品衛生思想の普及・啓発について努めるものとします。

・　原産地名の不適正表示や外食メニューの不適正表示の問題、食中毒など、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっており、消費者に対する正しい知識の情報提供と消費者の不安に対応する必要があります。

　消費生活センターにおいて、食品の安全性や表示等について、各種講座やホームページ等により啓発や情報提供を行っています。

＜実施内容＞

・　消費者が安全な食品を選択し、食品の特性に応じた衛生的な取扱いができるよう、ＳＮＳや講習会等により、衛生教育の充実を図ります。

・　より多くの消費者が、食品の安全性や表示について正しく必要な知識を身につけることができるように、関係部局・機関と連携して、様々な情報媒体を利用し、分かりやすく的確な情報を迅速に提供するように努めます。

・　消費者の食の安全・安心に関する疑問や、食についての不安に対応するため、食の安全・安心相談窓口を設置し、本県の食における信頼性の向上を図ります。

基 本 的 施 策 ６

食育・地産地消の推進（第 15 条、第 16 条）

１　県民の食と農への理解促進に関する取組

＜現況＞

・　本県は、畜産や施設園芸を中心に収益性の高い農業を展開してきており、近年の農業産出額は 3,000 億円台で推移し、令和６年度は 3,725 億円で全国７位となっています。また、生産額ベースでの食料自給率は、324％と全国１位（令和５年概算値）を堅持しており、日本の食料供給基地として重要な役割を担っています。

・　食の宝庫みやざきにふさわしい豊かで健康的な食生活を実現するため、「みやざきの食と農を考える県民会議」では、知事を会長として、行政や農林漁業団体、消費者団体などが連携し、県民運動として食育・地産地消を推進しており、食育・地産地消料理講座や普及・啓発イベントの開催などを通じて県民の理解促進に取り組んでいます。

・　消費者が農林漁業の現場に触れる機会が減少する中、幅広い世代に農林漁業の様々な体験の機会を拡大するなど、県民の学びや生産者のやりがいにつながる異世代交流も進め、食と農に対する関心と理解を深める必要があります。

・　地域における地産地消の拠点施設である農林水産物直売所の機能を強化するため、直売所間のネットワークの構築や、地域の実需者との連携、さらには積極的な情報発信に取り組む必要があります。

＜実施内容＞

（１）学校等での食と農に関する学びの充実

【幼児期における取組】

・　保育所、幼稚園、認定こども園において、野菜等の栽培・収穫や調理体験など、子どもが五感を使って農に親しむ多様な体験活動の推進に向けた計画の作成及び実践を支援します。

【学校教育における取組】

・　小・中学校等において、給食の時間のほか、教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。その際、食育推進の要として学校に配置された栄養教諭等を中心に、個別的な相談指導を含めた取組の充実を図ります。

・　地域等との連携・協働の下、農林漁業教育を推進します。

・　地場産物を生きた教材として活用する地産地消給食を推進します。

・　五味・五感の体験を通して素材本来の美味しさを子どもたちに伝える授業等の取組を推進します。

【地域における食を通じた支援と交流】

・　子ども食堂やコミュニティ食堂等の取組を通じて、食事の大切さの理解を深めるとともに、孤(こ)食などの課題改善に向けた地域単位での機会を創出します。

（２）家庭における食と農への理解推進

・　食育ティーチャーによる県産食材を活用した料理教室等を開催し、伝統的な食文化の継承や栄養バランスのとれた健全な食生活の実践を支援します。

・　農林水産物直売所と連携し、家庭における地場産物活用を推進するとともに、食品ロス削減につながる食材の使い切りを推奨します。

・　これから親になる若い世代を対象に、県産食材の魅力を広めるセミナー等を開催します。

・　宮崎県の食や農について、生産から消費までの「食の循環」や「環境負荷の低減」など、持続可能な食料システムを楽しみながら学べる県民参加型イベントを開催します。

（３）地域で命の恵みを実感できる農林漁業教育の場づくり

・　親子で参加できる農林漁業体験や生産者との交流機会を提供し、食料生産の現場への関心と理解の促成を図ります。
・　県立農業大学校総合研修センター等で、幅広い世代が農作業や食品加工等を体験できる場を提供します。
・　食育ティーチャーや民間企業、生産者団体等が主体的に取り組む、食育・地産地消講座を推進します。
・　食育・地産地消活動の牽引役となる管理栄養士や食生活改善推進員、野菜ソムリエなど、食に関する専門知識を有する食育ティーチャーの確保・育成を図ります。
・　農林水産物直売所の経営者・スタッフを対象に、運営上の課題解決に向けた交流研修会を実施します。

（４）食料の持続的な供給を支える仕組みへの理解促進

・　消費者、生産者、食品事業者等の食料システムの関係者が、食料の持続的な供給に必要な各段階での手間やコスト、工夫等への理解を相互に深める機会を設け、合理的な費用を踏まえた価格形成を推進します。

２　県民の身体の健康に関する取組

＜現況＞

・　県民の身体の健康については、健康寿命は全国平均を上回っているものの、生活習慣病の患者数は増加傾向にあり、また肥満者の割合も男女ともに高い状況が続いています。
・　県民の食習慣については、若年層における朝食の欠食率が高いことや、野菜摂取量が男女ともに目標量である 350g を下回っていること、さらには食塩摂取量が男女ともに目標量（男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満）を上回っていることなど、多くの課題があります。
・　以上のことから、県民の身体の健康や食習慣の現状は、全国平均に満たない指標も多く見られ、健康寿命の延伸を図るためには、食生活面でも多くの改善が必要です。
・　がん、心疾患、脳血管疾患の３大生活習慣病の発症予防（ひいては健康寿命の延伸や医療費の適正化）を図るためには、食生活や運動などの生活習慣の改善が必要です。
・　栄養の偏りや朝食の欠食、共食の減少などの状況が見受けられる中、幼児期から適切な生活習慣を身につけるためには、家庭、学校、保育所等と連携し、子どもたちが食の大切さや楽しさを実感できる環境づくりを進めていく必要があります。
・　健康への関心が低い人や、生活習慣病の予備群でありながら自覚していない人、いわゆる無関心層に対しては、行動変容につながる情報提供や施策に取り組む必要があります。
・　健康・栄養調査や意識調査により、県民の食生活状況等の実態を把握・分析し、その結果をもとに各種施策を進めていく必要があります。

＜実施内容＞

（１）ライフステージに応じた健全な食育の推進

【乳・幼児期（食生活の基礎づくり）】

・　保育所等における取組を推進するため、保育所等への食育に関する情報提供や、食の体験を通した食育活動の推進等を行います。
・　さらに、家庭における望ましい食習慣の定着を促進するため、保育だより等を通じた家庭の役割に関する啓発や､子育て支援の拠点施設や地域での子育て世代への情報提供を実施します。

【学童期（食習慣の完成度～自立期）】

・　小・中学校、高等学校、義務教育学校及び特別支援学校における指導体制等を充実するとともに、家庭との連携により望ましい食習慣の定着促進を図ります（弁当の日など）。

【青年期（自立した食習慣の実践期）】

・　大学との連携により学生の食育授業や食育イベントへの参加を促進するとともに、食に関する講習会や普及啓発イベントにおいて青年層が参加しやすいテーマ設定やＳＮＳによる周知など開催方法の工夫を図ります。

・　これから親になる世代の食生活改善を念頭に、学食・社食の場を活用した食育や農林水産物の機能性等に着目したメニュー提案、大学や食品関連事業者と連携した栄養機能等に着目した商品開発などを推進します。

【壮年期（働き盛り世代の食習慣改善）】
・　就職や結婚などのライフイベントを機に生活リズムが変化しやすい世代を対象に、職場や地域における健康経営と連携した食環境づくりを進めるとともに、「大人の食育」として、正しい知識の習得と行動変容を促す普及啓発を推進します。
【高齢期（生涯を通じた健康寿命の延伸）】
・　低栄養の改善や健康寿命の延伸に向けて、地域で活動する栄養士、食生活改善推進員等と連携し、高齢者の低栄養・フレイル予防及び口腔機能の向上によるオーラルフレイル予防を推進します。

（２）官民連携による食生活改善に向けた取組の推進
・　県民一人ひとりが望ましい食生活を通して健康づくりに取り組めるよう、「健康みやざき行動計画２１（第３次）」に基づき、その取組を支援するとともに、関係機関等と連携し、県民が食を通じた健康づくり等に積極的に取り組む気運の醸成を図ります。
・　栄養・食生活等に関する専門的知識を備えた管理栄養士・栄養士を養成するとともに、資質の向上を推進します。
・　地域において、栄養改善活動を実践する食生活改善推進員の育成や資質向上を支援し、実践的な食育活動を推進します。
・　野菜摂取量１日プラス 100ｇの定着を図るため、飲食店等を「宮崎県ベジ活応援店」として登録し、食環境整備の取組を推進します。
・　果物について、過剰摂取が疾患管理において影響を与えうることに留意しながら、果物の摂取量を増やすための普及啓発を行います。
・　適塩（適正量の塩分摂取）の普及啓発・食環境整備の取組を推進します。
・　健康的で持続可能な食環境づくりを推進するため、「食環境づくりのための組織体」（仮称）を設置し、民間企業等とのパートナーシップにより、「適塩」や「野菜摂取の増加」、「栄養バランスの改善」など、消費行動の変容につながる食環境づくりを推進します。

（３）県民の食生活と健康に関する調査及び情報提供
・　県民健康・栄養調査により、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣を明らかにし、県民の健康増進の総合的な推進を図る基礎的なデータとして活用します。
・　学校給食の指導・運営管理に関する調査により、食に関する指導状況や学校給食の実施状況等について調査し、食育推進の基礎的なデータとして活用します。
・　県民一人ひとりが望ましい食生活を通した健康づくりに取り組めるよう、栄養・食生活に関する情報を積極的に提供します。
・　県や県民会議等のホームページを活用した、学校での食に関する指導の取組や「弁当の日」の様子を紹介する情報発信を強化します。

３　県民に愛され、選ばれる宮崎の食づくりへの取組
＜現況＞
・　地域の風土を活かした伝統的な食文化は、食生活の文化的な豊かさを将来にわたって支えるとともに、地域活性化、食料自給率の向上及び環境への負荷低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待されます。
・　また、全国で年間 461 万トン（令和６年度推計）の食品ロスが発生しているなどの状況を踏まえ、環境に配慮した消費活動を行う県民を増やしていくため、日々の購買行動の変化を促す取組を推進していく必要があります。

・　地産地消の取組は、地域内の経済循環を活性化させるのみならず、生産者と消費者が直接つながり、顔の見える信頼関係を構築する場でもあります。地域の企業や人財、資源などの結びつき、食と農のつながりを強めることで、持続可能な食と農の未来を切り拓く取組を一層推進していく必要があります。

＜実施内容＞

（１）郷土料理や伝統的な食文化を学ぶ場づくり

・　食育ティーチャー等による地元食材を生かした郷土料理や伝統料理を伝える講座を開催します。
・　郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した学校給食用献立の導入を図ります。
・　地場産物を活用した学校給食を通して、食育の「生きた教材」としての活用や、子どもの地域産業・食文化等への理解促進並びに生産者や食を育む自然に対する感謝の心を涵養（かんよう）する機会を創出します。
・　栄養教諭等による地場産物を活用した食に関する指導の充実を図ります。
・　地場産物利用率の向上を図るための関係者間の連携強化を図ります。

（２）環境に配慮した食育・地産地消の推進

・　食材をまるごと使う料理講座等を通じて、家庭における「もったいない」意識の向上を図ります。
・　消費者や食品事業者等を対象とした食品ロス削減やリサイクル促進に関する情報を発信し、飲食店での食べ残しを低減する「残さず食べよう 30・10 運動」や、コンビニやスーパー等で売れ残り商品の削減に取り組む「てまえどり」等の啓発活動を実施します。
・　おいしさや機能性に加え、環境に配慮した農業実践を「産地の信頼」として可視化し、実需者や消費者から選ばれ続ける持続可能な産地育成と、高付加価値な商品開発を推進します。

（３）多様な事業者の連携推進による地域経済の活性化

・　農業者や食品事業者など多様な事業者間の連携により、それぞれの強みを生かしながら、地域の食資源を活用した新ビジネスの創出を進めるみやざきＬＦＰ（ローカルフードプロジェクト）等の取組を通じて、食育や地産地消を推進します。

（４）生産者、事業者及び消費者の交流促進等による地産地消の推進

【消費拡大の基盤づくり】

・　県産農林水産物の消費拡大を図るとともに、消費者が生産現場のこだわりや地域の風土を身近に感じる機会を創出し、生産者と消費者の信頼関係の構築を促進します。
・　県民・県内企業とともに創るブランド戦略として、消費者の健康や食の安全志向に対応した特長ある商品づくりの展開や、みやざきブランドの価値を県民と共感・共有するための県民参加型(共創)企画の展開、県内企業と連携した物産フェア等を開催します。

【地域連携と販路拡大】

・　身近な地場産物との接点として、市町村等が取り組む地場産物の生産・販売など食のイベントへの支援や「食」を観光資源とし、市町村等と連携した観光誘客等を推進します。
・　中食事業者や飲食店との連携促進のため、事業者への地産地消に対する意識啓発や産地とのマッチングの支援、地場産物の積極的なＰＲを行います。

【農産物の消費拡大】

・　栄養バランスが良い日本型食生活に欠かせない「米」の重要性や、ごはん食の魅力を強く PR するとともに、米粉パンの普及や米粉の新たな商品開発を通じ、「米」の消費拡大に取り組みます。
・　青果物の消費拡大の一層の促進のため、県産青果物の産地の取組やそれぞれの品目が持つ特徴・魅力、健康面への効果等の特性、さらには料理方法等の情報提供・ＰＲを通じた消費拡大に取り組みます。
・　特用作物の消費拡大の一層の推進のため、茶の機能性や希少性を生かした商品開発をはじめ、ティーバッグなど手軽に飲める形態での商品づくりや水出し茶等の機能性を生かしたＰＲ等の

消費拡大に取り組みます。

【畜産物の消費拡大】

・　畜産物の消費拡大の一層の推進のため、「肉の日（毎月 29 日）」や「いい肉の日(11 月 29 日)」、「宮崎ブランドポークの日（10 月 10 日）」、「みやざき地頭鶏の日（２月 10 日）」、さらには「牛乳の日（毎月１日）」や「たまごニコニコ大作戦」等のＰＲをはじめ、メディアの活用や各種フェアの開催を通した、県産畜産物の知名度向上と消費拡大に取り組みます。

・　県産食肉の指定販売店を核とした消費拡大の促進のため、食肉関係の各種協議会等と連携した販売指定店の拡充やフェア等の開催による消費拡大に取り組みます。

【水産物・林産物の消費拡大】

・　水産物の消費拡大の一層の推進のため、加工・流通業者や飲食店等と連携した本県水産物の積極的な情報発信による消費拡大及び水産業の魅力発信、実需者や消費者のニーズを的確に捉えた水産加工業者によるマーケットインの視点に基づいた商品づくりの促進に取り組みます。

・　しいたけの消費拡大の一層の推進のため、県内外における販売促進活動の実施や「宮崎県産乾しいたけ料理の店」と連携した乾しいたけフェア開催による消費拡大に取り組みます。

（５）食育・地産地消に関する普及啓発の取組強化

・　食育や地産地消等の普及啓発を目的とした県民参加型の啓発イベントを開催します。

・　県内各庁舎での懸垂幕掲示による６月の「食育月間」、11 月の「地産地消推進月間」の周知と定着に向けた普及啓発に取り組みます。

・　県民会議ホームページや県農政水産部ホームページ「ひなたＭＡＦｉＮ」の活用による情報発信に取り組みます。

・　市町村の「食育推進計画」や「地産地消促進計画」に基づく地域活動を推進します。

・　県民ぐるみの食育・地産地消運動として「ひむか地産地消の日」に合わせた「弁当の日」の取組を推進します。

基 本 的 施 策 7

生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立（第 17 条）

１　生産者への取組

＜現況＞

・　耕種農家については、農薬取締法に基づき、「適用がない作物に使用しない」、「定められた使用時期を守る」など、農薬使用者が遵守すべき基準が定められ、また安全な農産物の供給に向けた自主管理体制の確立のため、農薬使用状況等を記帳・管理することなどが求められています。

　県では、農薬の適正使用に対する啓発・指導をはじめ、農薬使用状況等の生産情報の記帳・管理を推進するとともに、農産物の残留農薬分析を出荷前に行える全国トップの技術開発と体制づくりを進めています。

・　畜産農家については、家畜伝染病予防法に基づき、家畜（牛・豚・鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準が定められ、生産段階で日常行われている衛生管理が家畜伝染病の発生予防のために家畜の所有者に与えられた責務とされています。

　この飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、畜産農家の衛生水準のさらなる向上に取り組んでいく必要があります。

・　水産業者については、生産履歴情報等の積極的な提供が求められており、また、水揚げから加工・流通に至る一貫した衛生管理が必要となっています。

　生産現場では、衛生管理に配慮した水産物の取扱いが必要であり、また、養殖生産者による疾病防除対策等に対する技術的支援が必要です。

＜実施内容＞

・　耕種農家については、新奇病害虫の発生に加え、様々な病害虫の発生状況が変化する中、病害虫発生を抑制し、安定した農業生産を続けるため、病害虫発生予察情報の高度化をはじめ、微生物農薬や天敵等、多様な防除方法を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最小限に抑え、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫･雑草の発生を抑制する総合防除の普及を推進するとともに、生産情報管理や残留農薬分析の体制強化を図るなど、更に安全な農産物の供給に向けた自主管理体制の確立を支援していきます。

　安全な農産物の生産や環境に配慮した農業等を実現するため、ＧＡＰの取組を推進します。

　農薬管理指導士の確保並びに西臼杵支庁・各農林振興局（農業改良普及センター）と連携し、生産者に対して研修を行う等、農薬適正使用の推進を図ります。

・　畜産農家については、家畜伝染病の発生を防止するとともに、安全・安心な畜産物を供給していくため、飼養衛生管理基準の遵守指導に努めるとともに、より高度な家畜の飼養管理の理解促進を図り、生産農場における衛生管理の向上・畜産物の安全性確保についての啓発を進めます。

　安全な畜産物の生産や環境に配慮した農業等を実現するため､畜産ＧＡＰの取組を推進します。

・　水産業者については、漁港における衛生管理基準（水産庁）に基づく漁港の衛生管理レベル３のソフト対策が十分でないため、衛生管理型荷捌き施設等が核となり、衛生管理講習会を県内各漁協向けに開催し、漁港における衛生管理レベルの向上を支援します。

　養殖現場の巡回指導及び養殖生産者を対象とした講習会の開催等により、技術的指導をさらに推進します。

２　食品営業者への取組

＜現況＞

・　食品衛生法に基づき、食品営業者はＨＡＣＣＰの考え方に基づき自主的な食品の安全確保に努め、飲食に起因する危害の発生を防止する責務を有することが規定されています。
・　県では、食品営業者自らが組織する（公社）宮崎県食品衛生協会に対して技術的な支援を行い、食品衛生の向上を図っています。
・　（公社）宮崎県食品衛生協会では、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、営業施設に対し、ＨＡＣＣＰの考え方に基づいた指導等を行い、食品衛生意識の向上及び自主衛生管理体制の確立を図っています。

＜実施内容＞

・　自らがＨＡＣＣＰの考え方に基づき食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を適切に果たせるよう支援します。
・　食品営業者やその団体等に対して自主衛生管理体制の整備に必要な情報の提供や助言等を行うことにより、食品の安全性確保のための自主衛生管理の確立を支援します。

３　と畜場及び大規模食鳥処理場への取組

＜現況＞

・　ＨＡＣＣＰ導入済であると畜場及び大規模食鳥処理場では、ＨＡＣＣＰ制度化に伴い、更なる自主衛生管理体制の充実を図ります。
・　小規模食鳥処理場においても、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた手引書に基づき自主衛生管理を図っていく必要があります。

＜実施内容＞

・　作業前点検や微生物学的検査等をとおして、ＨＡＣＣＰの検証等を行い、自主衛生管理体制の充実を支援していきます。
・　小規模食鳥処理場においても、定期的な監視により、ＨＡＣＣＰに沿った自主衛生管理体制の充実を支援していきます。

４　学校給食施設への取組

＜現況＞

・　県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、学校給食法第９条「学校給食衛生管理基準」に沿った安全な学校給食の提供を行うための指導助言を行っています。

＜実施内容＞

・　学校給食法第９条「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理体制の充実強化のための指導助言に努めます。

基 本 的 施 策 ８

人材の育成及び資質の向上（第 18 条）

１　農業分野における取組

＜現況＞

・　農薬販売者及び農薬による防除を業とする防除業者や農薬等によって芝を管理するゴルフ場管理者等（以下「農薬取扱者」という。）に対して専門的な研修及び試験を実施し、一定水準の知識を有する農薬取扱者を農薬管理指導士として認定し、農薬の取扱・使用に関する安全性の確保に努めています。
・　農薬の適正な流通を図るため、農薬取締法に基づき農薬販売者の立入検査を実施しています。
・　肥料及び飼料の品質及び安全性を確保し、適正な流通を図るため、製造業者等への立入検査を実施しています。
・　立入検査等を行う職員については、専門的な知識の向上や検査技術の向上を図るため、国や関係機関が実施する技術研修への積極的な参加等により、資質の向上を図っています。

＜実施内容＞

・　農薬取扱者を対象として、専門的な研修及び試験を実施し、農薬管理指導士の育成に取り組みます。
・　農産物の安全性の確保に主眼を置いた農薬の適正使用の徹底を図るため、農協の営農指導員や販売担当者を対象として、農業者等の農薬使用者にアドバイスを行う指導者の育成に取り組みます。
・　行政機関においては、研修会等により、職員の人材育成と資質の向上に努めます。立入検査等を行う職員の現場における取締強化等実務能力の向上に努めます。

２　食品衛生分野における取組

＜現況＞

・　食品の安全性を確保するため、ＨＡＣＣＰ講習会、食品衛生責任者講習会、食中毒予防講習会等を実施し、食品関係事業者等の育成に努めています。
・　食品衛生法に基づき、食品衛生に関する検査能力の向上並びに食品衛生の向上に関わる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならないとされています。
・　県ではこれまで、食品製造加工技術の高度化や食品の多様化等に伴って、食品衛生監視指導の専門性の向上並びに食品検査能力の向上等を図るための事業を実施し、食品衛生監視員及び検査職員の人材育成と資質の向上を図っています。
・　衛生環境研究所では、保健所及び食肉衛生検査所の検査職員に対する技術研修を実施しています。検査職員の技術を効率的に向上させるため、研修を体系的に実施することが必要です。
　また、効率的かつ適切な検査を行うため、検査職員以外の関係職員（食品衛生監視員）に対しても一定の技術研修を実施することが必要です。

＜実施内容＞

・　食品営業者等が自主衛生管理体制を構築し、安全な食品を提供できるよう、関係部局や関係団体と連携を図りながら、食品関係事業者等に対する育成指導を推進します。
・　行政機関においては、食品衛生監視員の現場における監視指導等の実務能力の向上を図るための技術研修等の充実を図ります。
　食品衛生分野における最新の動向、技術、理論等の習得を基盤として、業務内容の改善と向上に必要な能力開発を図ることに努めます。
　新たな問題に即応できる人材を育成するため、厚生労働省等が主催する研修会に衛生環境研究所職員を派遣し、最新の検査法等の習得に努めることが必要です。

今後とも、効率的かつ適切な検査を行うため、効果的な研修体系に基づき、引き続き検査職員等に対する技術研修を実施します。

３　健康増進分野における取組

＜現況＞

・　健康で安全な食品を提供できるよう、食品の栄養成分表示や保健機能食品制度（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）等について、食品関連事業者等に対し、周知及び指導を行う必要があります。
・　食品の栄養成分表示等の適正化を図るため、食品関連事業者等に対し、監視指導を行う保健所職員を育成する必要があります。

＜実施内容＞

・　食品関連事業者等に対し、食品の栄養成分表示や保健機能食品制度等についての周知及び指導を行うことによって、資質の向上に努めます。
・　行政機関においては、保健所職員が専門的かつ実務的な知識と技術を習得し、現場における実務能力の向上を図るため、指導事例等の情報交換を行います。

基 本 的 施 策 ９

危機管理体制の整備（第 19 条）

１　危機発生に備えた体制の整備

＜現況＞

・　県では、生産から消費に至るまでの各段階において食の安全・安心確保のために、多くの関係部局がそれぞれに応じた取組を実施しています。食の安全・安心確保に関する取組を推進するため、引き続き危機管理体制の一層の充実強化や関係部局間の連携が必要とされています。

　食品は広域に流通することから、安全性確保のためには、県庁各部局間のみでなく、国や関係自治体との連携や相互協力も必要となります。

・　国においては、消費者庁が消費者関連法令を幅広く所管・共管するとともに、消費生活センター等から寄せられる情報の一元的な集約・分析及び情報発信等を行い、緊急時には政府全体の司令塔機能を果たしています。

　消費者委員会は、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して、監視機能を担います。

・　食品製造の集約化・技術革新が進み、特定の食品が広域に流通することで食中毒も発生規模が大型化・広域化する一方、従来型の飲食店等を原因とした小規模発生も継続しています。

　ノロウイルス、カンピロバクターなどによる大規模食中毒が発生するとともに、近年は家庭内等において、アニサキス等の寄生虫による食中毒も増加傾向にあります。

　食中毒発生時の対策として、「宮崎県食中毒対策要綱」、「宮崎県食中毒処理要領」を整備し、必要に応じ、関係部局への迅速な情報提供及び密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施及び情報の迅速な公表等を行っています。

　「宮崎県食中毒対策要綱」に基づき、連絡網の整備、調査器具等の整備等を行い、日頃から食中毒の発生に備えています。

・　高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、ＡＳＦ（アフリカ豚熱）等の家畜伝染病が近隣諸国で継続的に発生しています。

　ＣＳＦ（豚熱）については、国内の養豚農場での発生が継続する中、令和８年４月に本県では 46 年ぶりとなる養豚場での発生が認められたほか、本県を含め全国で野生いのししでのウイルス感染が拡大しています。

　県では、関係機関と連携し、水際防疫、地域防疫及び農場防疫の強化により発生を防止するとともに、迅速な防疫措置により、万一の発生に備えた防疫体制の強化に取り組んでいます。

＜実施内容＞

・　平常時から各部局や関係機関等が連携・協力体制の整備に努め、危機発生時には迅速・的確な情報共有や応急対策の実施等により、被害の最小化を図ります。

・　国の関係機関や他自治体等との連携整備や情報の収集に努めます。

・　「消費者安全法」に基づく地方公共団体の役割を果たすため、関係機関と連携を図り、食に関する消費者事故等の情報の収集に努めるとともに、消費者事故等が発生した場合には、消費者庁に速やかに通知します。

・　食中毒調査及び関係機関との連携の充実・強化を図り、食中毒の原因究明や再発拡大防止のための情報提供の充実・強化を図ります。

・　家畜伝染病については、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応ができる体制を継続・強化していきます。

２　危機発生時の情報の共有

＜現況＞

・　食に関する危機事象が発生した場合は、関係部局や関係団体等が連携・協力して対処する必要があり、そのためには、まず、それぞれの収集した情報や取組状況等を関係者間で共有することが重要となります。

・　地方公共団体の役割として、消費者安全法に基づき、消費者事故等に関する情報を消費者庁へ通知することとなっています。

　消費者事故等は、「生命・身体分野」と「財産分野」に分けられ、そのうち「重大事故等に該当する場合」は直ちに消費者庁へ通知し、「重大事故等に該当しない場合」であって、新たに被害の発生又は拡大のおそれがある場合は、速やかに消費者庁へ通知することになっています。

＜実施内容＞

・　危機事象の所管部局は、平素から情報連絡体制の整備に努め、危機事象が発生した場合には、あらかじめ定めた情報伝達経路等により迅速に情報収集するとともに、関係部局や関係団体等へ伝達し、関係者間での情報の共有を図ります。

　被害の程度や拡大の可能性等のレベルに応じて対策本部等を設置し、関係者間での情報共有を図りつつ、迅速かつ的確な応急対策の実施に努めます。

・　関係機関は、消費者庁に対して、迅速かつ的確に情報を通知する体制を構築するとともに、消費者庁へ通知した重大な消費者被害事故等については、県も情報を集約するなど情報の共有化を図ります。

基 本 的 施 策 10

試験研究の推進等（第 20 条）

１　農業分野における取組

＜現況＞

・　温暖化に伴う気候変動や自然災害、突発的な病害虫の発生が増加しているため、的確かつ即応的で安定した病害虫管理技術の開発が必要です。

　高齢化の進展による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、生産基盤の脆弱化が進む中、食料の持続的な確保を図るため、環境に配慮しつつ経営規模の拡大にも対応する、総合的で省力・低コストな防除技術の開発が必要です。

　農業や食料供給のグローバル化が進む中で、輸出を拡大するためには、相手国の農薬残留基準等も視野に入れた栽培体系の確立が必要です。

・　残留農薬分析技術の更なる高度化と運用を目指した研究に取り組む必要があります。

・　畜産については、損耗防止のため衛生プログラムの徹底はもとより、生産性向上に有効な安全で質の高い飼料を安定的に給与することで、安全・安心で付加価値の高い畜産物の生産・供給体制を構築することが必要です。

＜実施内容＞

・　サツマイモ基腐病等、新奇に発生した病害虫等について蔓延防止対策技術の確立に迅速に取り組みます。

・　総合的作物管理（ＩＣＭ）技術の向上やドローン等を用いた省力的防除法の開発に取り組むとともに、より効率的で安定的な防除のために、ピーマンでは線虫抵抗性台木の育成、水稲ではいもち病抵抗性品種の育成を行います。

・　輸出相手国に対応した技術開発として、キンカンでは相手国の農薬残留基準に適合した防除体系、茶では高品質化を可能とする有機栽培体系の確立を図ります。

・　食品衛生法における残留農薬基準（いわゆるポジティブリスト）で規制される農薬に対応すべく、今後も分析可能な農薬等の種類を増やしていくとともに、輸出相手国の規制や農薬以外の成分分析への対応拡大を図るため、産学官連携による研究を推進していきます。

・　残留農薬分析をはじめとする開発技術の実用化に向け、標準化を目指した信頼性の高い分析体制を構築し、農産物や加工原料等の自主検査体制を支援していきます。

・　畜産については、気候変動に対応した自給飼料作物の品種試験やエコフィード等の未利用資源を活用した付加価値の高い畜産物生産の研究に努めます。

２　水産分野における取組

＜現況＞

・　県では消費者に安全・安心な養殖魚を提供するため、健康な養殖魚の生産や疾病防除技術の開発（例えば、適正給餌方法やワクチンの開発など）に努めています。併せて、引き続き養殖業者に対するこれら法令の啓発・遵守の指導により、養殖魚の安全を確保していく必要があります。

　新たな疾病侵入の未然防止のための輸入種苗に依存しない人工種苗生産技術の開発、健康で品質のよい養殖魚を生産するための養殖漁場の一層の環境改善等を推進することも必要です。

　天然の二枚貝については、貝毒検査を定期的に実施するなど、事故の未然防止のための調査・情報収集に努めています。

・　安全で安心して食べられる水産物を高品質で提供するため、鮮度保持技術の開発・普及に努めています。

・　海面養殖漁場の環境は、餌の改良や飼育密度の低下により改善が進んだことから、赤潮の発生は少なくなっています。養殖場環境の保全のため、その変化を継続して調査し、適正な漁場利用の指導に努めています。

潮流に乗って養殖漁場の外から侵入してくる赤潮もあることから、他県の赤潮発生状況等について、今後も監視が必要です。

＜実施内容＞
- 安全・安心な養殖魚づくりのための飼育技術開発や水産用医薬品の適正使用に係る啓発・遵守指導の実施のほか、良好な漁場環境の改善に資する調査等の実施に努めます。
- 天然二枚貝については、消費者に迅速に情報を提供することにより、事故防止に努めます。
- 加工業者等を対象に生産現場や開放実験室（オープンラボラトリー）において、製造・鮮度保持技術の指導・普及に努めます。
- 良好な漁場環境を維持するため、モニタリングを継続するとともに、養殖業者等が行う漁場のモニタリングや適正な飼育管理等の漁場環境保全に対する自主的な取組に対し、技術支援を行います。

３　食品衛生分野における取組

＜現況＞
- 収去等により、食品等の安全性に関する検査を実施し、ヒトの健康に影響を与える物質（危害物質）の把握に努めています。
- 流通する食品等の安全性を確認するため、食品衛生検査施設（衛生環境研究所及び食肉衛生検査所）において、食品等の検査を実施しています。

 食品の検査は、危害物質に対応した検査方法の設定や検査の信頼性が求められており、食品衛生検査施設に対して、業務管理（ＧＬＰ）を導入し、検査体制の充実・強化を図っています。

＜実施内容＞
- 食品の安全性に関する情報収集の充実を図り、食品検査の迅速化、効率化等を図るための研究に努めます。
- ＨＡＣＣＰによる衛生管理を徹底することにより、製造・加工・調理・販売の各段階での食品の安全確保を図ります。
- 県内に流通する食品等の安全性を確保するため、新たな危害物質や食品・添加物等の基準設定等に伴う検査体制の計画的な整備に努め、検査精度の信頼性を確保するための精度管理を徹底します。

４　食肉衛生分野における取組

＜現況＞
- と畜場・食鳥処理場で処理される家畜・食鳥について、食中毒原因菌や動物由来感染症病原体の保有状況を調査し、と畜場・食鳥処理場に対する衛生指導等に活用しています。

 と畜場・食鳥処理場におけるＨＡＣＣＰプランの妥当性を評価するため、各処理場毎に枝肉・施設・食肉等の検査を行っています。
- 流通する食品等の安全性を確認するため、食品衛生検査施設（衛生環境研究所及び食肉衛生検査所）において、食品等の検査を実施しています。

 食品の検査は、危害物質に対応した検査方法の設定や検査の信頼性が求められており、平成９年度からは食品衛生検査施設に対して、業務管理（ＧＬＰ）を導入し、検査体制の充実・強化を図っています。

＜実施内容＞
- 家畜・食鳥の生産現場と食肉衛生を所管する関係部局間との連携を高め、情報交換の密度・頻度を向上させていきます。
- と畜場・食鳥処理場における疾病排除や衛生確保のため、微生物検査や理化学検査を行い、安全な食肉・食鳥肉の提供を図っています。

・　ＨＡＣＣＰによる衛生管理を更に発展させることにより自主衛生管理を推進します。

５　食品製造分野における取組

＜現況＞

・　食品の安全を確保するためには、食品製造業者に対する食品衛生に関する正しい知識の普及と情報提供が不可欠であり、製品の品質向上に係る技術の開発と普及・指導が求められています。

＜実施内容＞

・　工業相談や講習会等を通じて、食品製造業者における食の安全・安心に対する意識向上に努めるとともに、フード・オープンラボを活用した高度な食品衛生管理技術の普及や企業訪問によるフォローアップを図ります。

・　製品の品質及びクレームに関する食品製造業者等からの相談に対しては、依頼試験・設備使用による対応を適切に行い、原因究明や再発防止への指導・助言に努めるとともに、製品の品質向上に係る技術の開発を推進し、食品の安全性向上のスキルアップを図ります。

基 本 的 施 策 11

情報の収集及び提供（第 21 条）

＜現況＞

・　食に関する様々な問題が全国的に発生し、消費者の食品の安全性に対する不安や不信が高まる中、総合的な食の安全・安心確保対策が求められています。
・　食品の安全や安心に関する情報を積極的に収集し、あらゆる機会を通じて食品関連事業者や県民に提供する等、食品の安全や安心に対する不安を解消するための措置を講ずることが必要となっています。
・　食品衛生法に基づき、地方自治体は、食品衛生の施策に関する情報及び意見の交換を実施し、住民の意見を反映し、当該施策について広く住民の意見を求めなければならないこととなっています。
・　消費者庁は、消費者事故等に関する情報を集約・分析し、結果をとりまとめ、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、国民に対し、公表することとなっています。

＜実施内容＞

・　食品の安全性や課題等に関する情報収集の充実を図るとともに、消費者が食品衛生や生産資材の安全性確保への取組等に対する理解を深め、様々な情報に惑わされることなく、健康で安全な食生活を営めるよう、食の安全・安心に関する正確な情報をあらゆる機会を通じて分かりやすく提供します。
・　宮崎県食の安全・安心対策会議において、関係部局間の情報の共有と連携を行っていきます。
・　リスクコミュニケーションの推進を図るとともに、ホームページ等を活用し、食の安全・安心確保対策に関するパブリックコメントの募集等を行い、広く県民と情報及び意見の交換を行います。
・　消費者庁が公表した消費者事故等について、各関係機関、市町村に通知するとともに、県のホームページ等を活用して、分かりやすく県民に提供します。

基 本 的 施 策 12

関係機関との連携（第 22 条）

＜現況＞

・　県では宮崎県食の安全・安心推進条例を制定し、関係自治体と連携を図る体制を整えています。
・　消費者安全法において、地方公共団体の役割として、消費者事故等に関する情報を消費者庁へ通知することとなっています。
・　食品の製造加工技術等の高度化及び輸入食品の多様化等による新しい食品の開発や食品流通の広域化等により、県単独では解決できない食品衛生上の問題が多数発生しています。

＜実施内容＞

・　食品の安全・安心確保対策を効果的に推進していくため、国はもとより自治体間及び関係団体との一層の連絡体制を構築するなど、連携の強化を図ります。
・　庁内関係各課による「宮崎県食の安全・安心対策会議」において、各種情報の共有と連携を図っていますが、これからも消費者事故等に関する情報を共有し、迅速かつ的確に消費者庁へ情報を通知する体制を推進します。
・　最新のリスク評価に基づく製造基準等をはじめとする食品・添加物等の規格基準等の設定、輸入食品に関する情報の提供や食品の安全性を確保するための施策の実施等について、関係部局は必要に応じて国に対して要望を行います。

宮崎県食の安全・安心推進条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　施策の推進体制等（第８条・第９条）
第３章　食の安全・安心の確保に関する基本的施策
（第10条―第23条）
附則

食は、県民の生活にとって最も身近なものであり、生命及び健康を支えるかけがえのないものである。

近年、食品の製造・加工技術は著しく進歩するとともに、流通の広域化や国際化が進み、また、消費者ニーズの多様化等に伴い、様々な食品が流通し、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方で、食の安全性が脅かされ、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

また、本県は、全国有数の食料供給県であり、多くの農林水産物の品目において全国トップクラスの生産量をあげ、本県産の食品が全国に流通している。今後、このような本県の強みを生かし、地域ブランドの確立につなげるためには、生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保を図ることが課題となる。

このため、生産から消費に携わる全ての人々が、その役割を認識し、食の安全・安心に向けた取組を積み重ねていくことが必要であり、県としても、従来からの食品安全行政の枠を超え、幅広い視点に立った効果的な施策を推進することが一層重要となる。

ここに、私たちは、県民、生産者、食品関連事業者及び行政が協働し、またそれぞれの責務及び役割を果たすことにより、社会全体で食の安全・安心の確保のための取組を実践していくことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全に、かつ、安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　食品　全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定する医薬品及び同条第２項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

（２）　食品等　食品、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第２項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第４項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第５項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物（食用に供されるものに限る。以下同じ。）をいう。

（３）　生産資材　肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。

（４）　生産者　農林水産物の生産（採取及び採捕を含む。）の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（５）　食品関連事業者　食品安全基本法（平成15年法律第48号）第８条第１項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。

（６）　食の安全・安心の確保　食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。

（基本理念）

第３条　食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

２　食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

３　食の安全・安心の確保は、科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによって、食品及び添加物を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

４　食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。

５　食の安全・安心の確保は、県民、生産者、食品関連事業者、県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（生産者及び食品関連事業者の責務）

第５条　生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

２　生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

３　生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。

４　前３項に掲げるもののほか、生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第６条　市町村は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努めるものとする。

（県民の役割）

第７条　県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め、並びに必要な情報を収集するよう努めるものとする。

２　県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。

３　県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第２章　施策の推進体制等

（施策の推進体制）
第８条　県は、食の安全・安心の確保に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、宮崎県食の安全・安心対策会議を設置し、関係部局相互の協力体制を強化するとともに、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する対策の基本的事項及び具体的施策について検討を行うものとする。

（推進計画）
第９条　知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
２　推進計画には、食の安全・安心の確保に関する施策の方向、施策の具体的な内容及び目標その他必要な事項を定めるものとする。
３　知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民、生産者及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第３章　食の安全・安心の確保に関する基本的施策

（安全・安心な農林水産物の生産及び供給）
第10条　県は、安全・安心な農林水産物の生産及び供給を行うため、農林水産物の種類に応じ、農産物の残留農薬検査等による安全対策、家畜等における防疫対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（各段階における安全性の確保）
第11条　県は、食の安全性の確保を図るため、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、販売施設に対する監視指導、食中毒防止対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品表示の適正化の推進）
第12条　県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、生産者及び食品関連事業者に対して食品の表示が適正に行われるよう、監視、指導等を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策）
第13条　県は、医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害を防止するため、当該食品に関する苦情及び相談の対応並びに情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及及び啓発）
第14条　県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民、生産者及び食品関連事業者に対し、食生活、食品衛生及び消費生活に関する普及及び啓発を行うものとする。
２　県は、食中毒事故の防止及び衛生管理の向上を図るため、毎年８月を食品衛生月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（食育の推進）
第15条　県は、県民が食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが食の安全・安心の実践に資することに鑑み、食育を推進するものとする。
２　県は、県民への食育の浸透を図るため、自分で弁当を作る弁当の日を推進し、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（地産地消の推進）
第16条　県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識及び理解を深めるとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消を推進するものとする。
２　県は、県民への地産地消の浸透を図るため、毎月16日をひむか地産地消の日、毎年11月を地産地消推進月間と定め、その周知及び県民への定着を図るものとする。

（生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立）
第17条　県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主管理体制を確立するため、生産に係る情報及び工程の管理に関する手法及び知識の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他必要な施策を実施するものとする。
２　県は、食の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主管理体制を確立するため、食品衛生管理及び体制に関する情報の提供及び助言、食品の製造又は加工工程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他必要な施策を実施するものとする。

（人材の育成及び資質の向上）
第18条　県は、生産者、食品関連事業者及び関係行政機関における食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するとともに、資質の向上を図るため、講習会の開催その他必要な施策を実施するものとする。

（危機管理体制の整備）
第19条　県は、食品等の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（試験研究の推進等）
第20条　県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階に応じ、関係機関と連携を図り、食品等の安全・安心に関する調査研究の推進、その成果の情報提供及び普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）
第21条　県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、県民、生産者、食品関連事業者その他関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

（関係機関との連携）
第22条　県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町村その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。
２　県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国、他の都道府県又は市町村に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（財政上の措置）
第23条　県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この条例は、平成27年４月１日から施行する。